

仙台市内

指定障害児通所支援事業所 各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

障害児通所支援において児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項について（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添のR3健障支第2722号「障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて（通知）」及びR4健障支第1199号「障害児通所支援において定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について（通知）」にて、障害児通所支援における定員超過利用減算及び、定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について通知しているところですが、定員超過等による基準人員の変更に影響を受けやすい、児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項について、令和4年度第2回集団指導に重ねて、改めて周知いたします。

市内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、当該通知を改めてご確認いただき、下記についてご対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 児童指導員等加配加算とは

児童指導員等加配加算とは、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど、支援の強化を図るために、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定する加算です。

2 児童指導員等加配加算の算定要件について

児童指導員等加配加算の算定要件は、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等や児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算で1人以上配置していることです。ここでいう通常求められる従業者とは、すなわち基準人員のことを指しており、事業所の態様や定員等により基準人員は異なります。

また、配置する従業者の資格等の種類により、加算の単位が異なりますので、算定基準を確認するなどし、加算の届出の際にはお間違いのないようご注意ください。従業者の資格等について、ご不明な点等がある場合は、下記担当までご相談ください。

なお、児童指導員等加配加算を取得したうえで、重ねて専門的支援加算も取得する場合は、さらに常勤換算で1人以上配置する必要がありますのでご注意ください。

（裏面に続く）

3 加算算定時に注意すべき事項について

次のような場合は、児童指導員等加配加算を取得できませんのでご注意ください。

【①通常求められる従業者にその日、欠員が出ている場合】

児童指導員や保育士が「営業時間を通じて必要な人数」や「うち一人以上は常勤（※）」を満たしていない場合や、管理者や児童発達支援管理責任者が配置されていない期間など、基準人員に欠員がでている場合は、その日の加配加算を算定できません。

※労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要がありますが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要まではありません。(R5.3.3 国 QA より)

【②定員超過により、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせない場合】

定員超過となる日がある場合、その日の児童指導員又は保育士の必要数は、定員を超えていない日よりも多く必要となります。つまり、定員を超過して児童を受け入れる場合、本来加配に充てようとしていた児童指導員または保育士を、基準人員に充てなければなりません。

したがって、加配となる児童指導員等を常勤換算で1人しか配置していなかったとすると、月に1日でも定員を超過した場合、児童指導員等の加配が月単位で常勤換算1人分を満たせず、その月の児童指導員等加配加算を取得することができなくなる可能性があります。

定員超過時の「児童指導員または保育士」の必要数については、別添のR4 健障支第1199号「障害児通所支援において定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について（通知）」をご確認ください。

(参考)

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて（通知）」
(令和4年3月30日 R3健障支第2722号)
- ・「障害児通所支援において定員を超過して児童を受け入れる際の留意事項について（通知）」
(令和4年9月20日 R4健障支第1199号)
- ・令和4年度第2回集団指導資料「児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項について」
- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」(令和5年3月3日 厚生労働省事務連絡)

担当 障害者支援課施設支援係

電話 022-214-8188 (直通)

FAX 022-223-3573

E-mail shisetsushien@city.sendai.jp

障害者支援課指導係

電話 022-214-6141 (直通)

FAX 022-223-3573

E-mail shougaishidou@city.sendai.jp